

第235回三重県開発審査会 審議概要

令和6年3月1日(金) 14時00分～

三重県講堂棟 第131会議室

三重県 (事務局)	委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 それでは、開催に先立ちまして、建築開発課長の吉村から、あいさつ申し上げます。
幹事	(三重県建築開発課長から挨拶)
三重県 (事務局)	それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は1人欠席されていますが、会長及び5人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。 本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県15件、津市7件、松阪市11件、桑名市4件、鈴鹿市19件です。本審査案件は、ありません。 審議については、公開となります。本日傍聴者は、お見えになりません。 。それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。
会長	まず、前回、第234回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いいたします。 事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。
会長	それでは、これにて第234回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。 次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。
三重県 (処分庁)	(包括議決案件 15件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に津市分の説明をお願いします。
津市 (処分庁)	(包括議決案件 7件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。

委員	包括番号9の案件ですが、具体的な地名などを教えていただけますか。
津市 (処分庁)	戸木町になります。
会長	ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松阪市 (処分庁)	(包括議決案件 11件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 4件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 19件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、三重県15件、津市7件、松阪市11件、桑名市4件、鈴鹿市19件の包括議決案件の報告を終了します。
会長	本日の審議はすべて終了となりますが、委員の皆様、その他に何かございますか。
委員	ありません。
会長	これもちまして第235回三重県開発審査会を終了といたします。